

# 印西市公共施設適正配置実施方針 概要版

2019年（平成31年）2月  
印西市



# 1.はじめに

## 方針策定の背景と目的

平成 28 年度に策定した印西市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）では、本市が保有する全ての公共施設を現在の水準で維持すると仮定した場合、今後 34 年間で更新等の費用が、毎年度約 7 億円不足することが見込まれています。

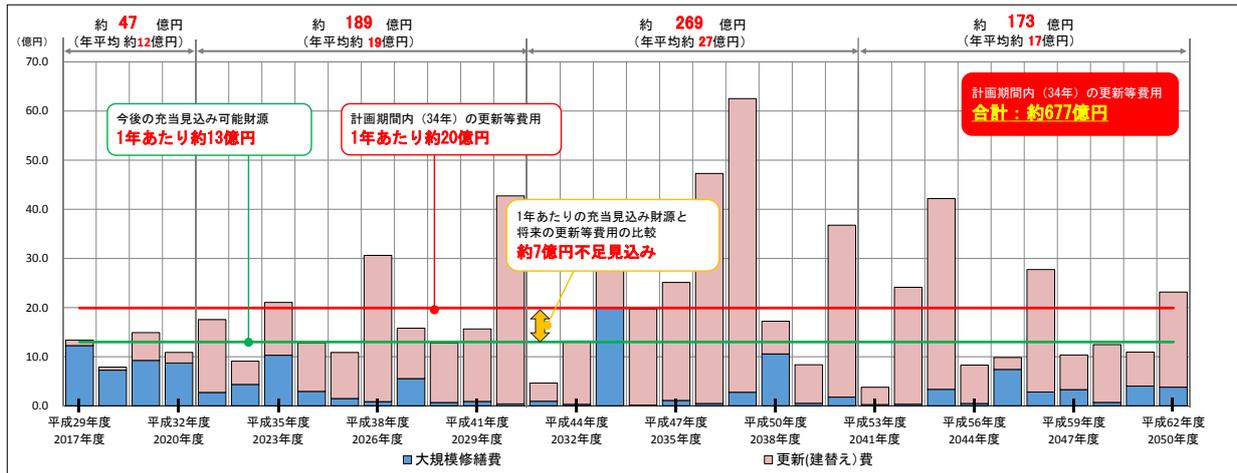


図 1 公共施設の将来の更新等費用の推計

出典：印西市公共施設等総合管理計画

将来の人口構成の変化や財政状況等を踏まえると、今後、公共施設の更新等に充当できる財源の確保が困難になることが想定され、現在保有する全ての公共施設を維持し続けていくことは困難な状況にあります。

そのため、本実施方針は、総合管理計画で定めた基本的な考え方等に基づき、公共施設を対象に、将来にわたって市民サービスを維持していくため、今ある公共施設の集約化や複合化等の方向性を示すことを目的とします。

## 対象期間

本実施方針の対象期間は、総合管理計画の計画期間である 34 年間のうち、当面の 14 年間（2017 年度（平成 29 年度）から 2030 年度（平成 42 年度））とします。ただし、上位・関連計画の見直しや社会情勢の変化などがあれば、必要に応じて見直しを行うものとします。

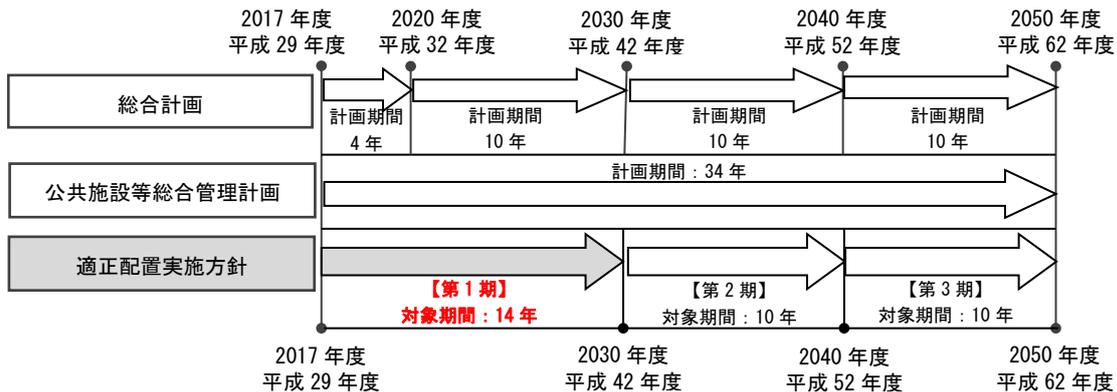


図 2 対象期間

## 対象施設

本実施方針で対象とする施設は、市が保有している公共施設等のうち、インフラ資産（附属施設を含む）を除いた公共施設とします。



図3 対象範囲

表1 具体的な方向性の検討対象施設（平成29年4月1日現在）

大分類	中分類	小分類	施設数
市民文化系施設	集会施設	集会施設	34
		公民館	6
	文化施設	文化施設	1
社会教育系施設	図書館	図書館	6
	博物館等	博物館等	3
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	スポーツ施設	1
学校教育系施設	学校	小学校	20
		中学校	9
	その他教育施設	給食センター(※)	6
		その他教育施設	1
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園	2
		保育園	5
	幼児・児童施設	学童クラブ	21
		その他子育て支援施設	6
保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢福祉施設	5
	障がい福祉施設	障がい福祉施設	2
	保健施設	保健施設	5
	その他社会福祉施設	その他社会福祉施設	3
行政系施設	庁舎等	庁舎等	10
		消防施設	78
	その他行政系施設	その他行政系施設	6
その他	その他建築系公共施設	有料自転車駐車場	6
		無料自転車駐車場	3
		その他建築系公共施設	5
合計			244

※給食センターについては、平成29年8月に供用開始した中央学校給食センターを含めております。

## 2. 適正配置の基本方針

### 適正配置の基本方針

#### (1) 公共施設の適正配置に向けた基本姿勢

将来的に予想される厳しい財政状況の中で、市民サービスを維持、向上するためには、持続可能な行財政運営を図らなければなりません。

しかし、公共施設の更新等費用や維持管理費用が大きな負担となる中で、施設の老朽化に対応しなければならないほか、公共施設以外にも市が維持、向上すべき様々な市民サービスがあります。

そのため、公共施設の統廃合等を進めることにより更新等費用の抑制を図るとともに、地域に残すべき公共施設は市民が安全、安心で利用しやすい施設とするため、適切な修繕や施設の機能強化を図ります。

また、公共施設の統廃合等により支出の必要が無くなった維持管理費用や、ソフト面の取り組みにより削減することができた維持管理費用等は、上記の様な残すべき公共施設の適正な管理や機能強化のほか、様々な市民サービスの維持、向上のための財源として活用していきます。

#### (2) 公共施設の適正配置の基本方針

総合管理計画における「公共施設等マネジメントについての基本的な考え方」や公共施設の適正配置に向けた基本姿勢等を踏まえ、適正配置の基本方針を次のとおり定めます。

##### 方針1 市民サービスの維持向上

○「市民サービス」と「建物」を分けて考え、全ての建物を維持することではなく、市民サービスの維持、向上を目的とします。なお、現在利用されている方はもちろん、今後の市民ニーズにも応えられるよう施設のあり方の検討を踏まえることとします。

##### 方針2 サービス提供主体の見直し

○これまで、市が主体となり多くの市民サービスを提供してきました。これからは、より効果的・効率的に市民サービスを提供することを目的に、指定管理者制度等の民間事業者等による市民サービスの提供や民間事業者の類似サービスの活用を図ることとします。また、近隣自治体との連携による同一サービスの相互利用についても検討します。

### 方針3 建物規模・配置の適正化

- 「建物」の大規模改修や更新（建替え）をする際には、一つ一つの「市民サービス」について、将来人口や今後の市民ニーズ等を踏まえ、適正な規模を検討するものとします。

### 方針4 建物の長期利用の推進

- 今後も市民サービスを提供する必要があるため維持すべき「建物」については、適切な修繕等により長期利用を図ります。
- 長寿命化工事等により、建物の整備から更新（建替え）までの期間を延伸することで、中長期的なコスト効率性の向上を図り、更新（建替え）コストを抑制します。また、大規模改修や更新（建替え）の費用負担が同時期に集中してしまうことが懸念されるため、長期利用により費用負担の平準化を図ります。

### 方針5 公会計の活用による公共施設マネジメント

- 公共施設の統廃合は、市民サービスの維持、向上のため持続可能な行財政運営を図ること等が目的です。しかし、公共施設を利用している方にとっては、市民サービスの低下となるため、公共施設マネジメントの推進に際しては、統廃合等によって得られる財源（以下「効果額」という。）を適切に算定し、市民へ示さなければなりません。また、固定資産台帳に基づく有形固定資産減価償却率（※）等を示すことも必要です。

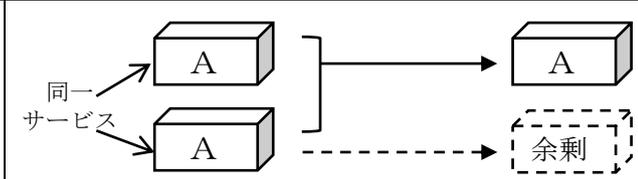
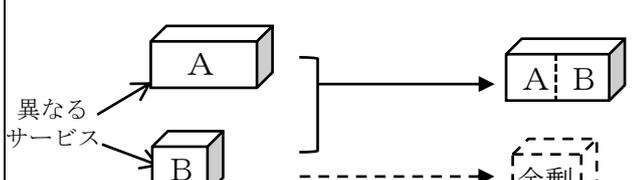
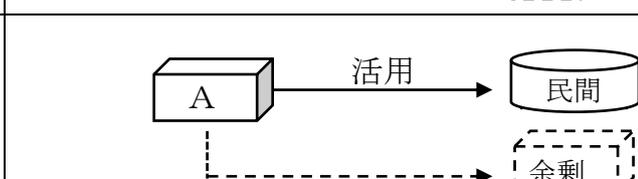
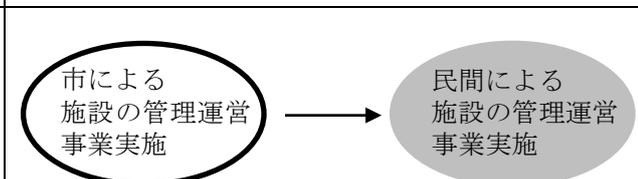
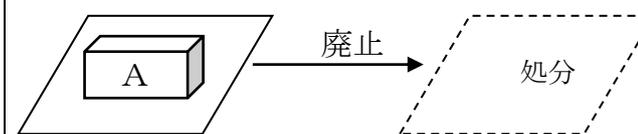
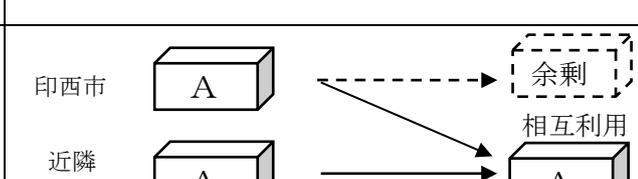
なお、効果額の算定においては、各地方公共団体が比較可能な形で整備した統一的な基準による財務諸表等を積極的に利活用します。

※有形固定資産減価償却率：償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合、つまり資産の経年の程度を示す指標で、百分率にて表されます。なお、数値が低いほど当該資産が新しく、数値が高いほど古いことを表しておりますが、税法上の償却年数から計算している数値であり、有形固定資産減価償却率が最大値の100%であったとしても、建物が使用できないことを示すものではありません。

## 適正配置に向けた具体的な方策

適正配置の基本方針に基づき、施設の検討を進める具体的な方策は、以下のとおりです。

表2 適正配置の具体的な方策

方策	内容	イメージ
①集約化	同一サービスの複数施設をより少ない施設規模や数に集約すること	
②複合化	余剰・余裕スペースについて、周辺の異種サービスを集約すること	
③民間施設の活用	サービスの提供に周辺の民間施設を活用すること	
④実施主体や管理運営主体の変更	事業の実施主体や管理運営主体を民間や地元組織などへ変更すること	
⑤機能の転用	既存の施設を他の用途の施設へと転用すること	
⑥廃止	施設を廃止すること	
⑦譲渡	建物や跡地等を民間や地元組織等へ譲渡すること	
⑧広域相互利用	近隣自治体と施設を相互利用すること	

### 3. 施設類型別の適正配置の方向性

#### 適正配置の方向性の検討の流れ

施設類型別の適正配置の方向性の検討の流れは次のとおりです。

##### ①定量的評価

施設の「運用コスト」、「利用状況」、「建物性能」の指標化により、定量的な評価を行います。

##### ②定性的評価による適正配置の方向性

定量的評価結果を基に、「利便性」、「防災性」の視点から配置に配慮すべき事項及び総合管理計画における「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」等を踏まえながら、施設の必要性、公平性等の特性を定性的に評価し、適正配置の方向性を検討します。

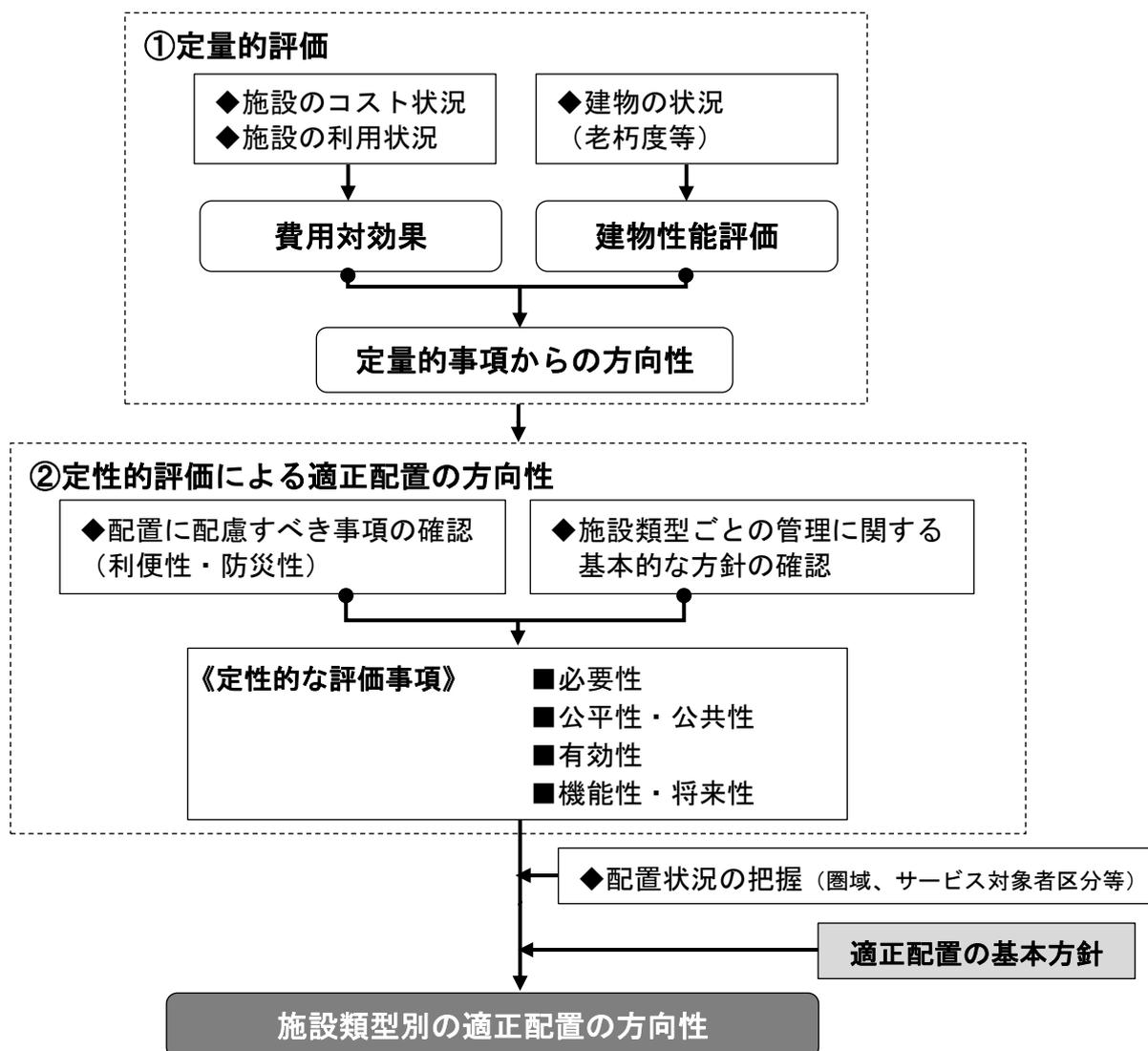


図4 施設類型別の適正配置の方向性検討の流れ

## 利用圏域の考え方

公共施設の適正配置を進めるには、地域コミュニティや防災の拠点としての施設の役割や、市民がサービスを受けるために移動する距離、公共交通の状況、更なる高齢化の進展等を考慮し、表3のとおり利用圏域を定めます。なお、中圏域の施設については、駅圏を踏まえて利用圏域を表4のとおり定めます。ただし、将来予想される人口減少や厳しい財政状況等に鑑み、施設整備や維持管理費等を抑制する必要があることから、利用状況や費用対効果を踏まえ、全ての圏域に全ての施設を配置するものではありません。

表3 利用圏域のイメージ

利用圏域	利用の範囲	施設の考え方
広域	近隣自治体	○文化・観光機能を有する施設や大規模なイベント・大会等の会場となる施設等、今後、他自治体との共同利用が考えられる施設
市域	市全域	○全市民の利用を前提とした施設 ○市の市民サービス提供の拠点となる施設
中圏域	駅圏・ 複数中学校区	○概ね駅圏や複数の中学校区程度の市民の利用を前提とした施設 ○市域を対象とした市民サービスを補完する施設
地域	地区・中学校区・ 小学校区	○特定地域の市民の利用を前提とした施設

表4 中圏域の利用圏域（※）

No	利用圏域
1	木下駅圏（印西中学校区）
2	小林駅圏（小林中学校区、本埜中学校区）
3	千葉ニュータウン中央駅圏（木刈中学校区、船穂中学校区、原山中学校区）
4	牧の原駅圏（西の原中学校区、滝野中学校区）
5	印旛日本医大駅圏（印旛中学校区）

※ 平成29年4月1日現在の中学校区を基にして、中圏域の利用圏域を定めます。

## 施設類型別の適正配置の方向性

### (1) 市民文化系施設

施設情報									第1期（2030年度まで）の適正配置に向けた方策	
施設分類	施設名	建築年度	経過年数 (2017年度基準)	延床面積 (専有面積)	中学校区	利用圏域	施設区分	指定管理者制度	具合的な方策	
集会施設	集会所等 (集会所、青年館、構造改善センター)	-	-	-	-	地域	単独	導入済	管理主体変更	譲渡
	中央駅北コミュニティセンター	1995	22	1,269	木刈	地域	単独	導入済	当面継続	-
	中央駅南コミュニティセンター	1995	22	1,264	原山	地域	単独	導入済	当面継続	-
	永治コミュニティセンター	1998	19	456	木刈	地域	単独	導入済	当面継続	-
	船穂コミュニティセンター	2002	15	731	船穂	地域	複合	導入済	当面継続	-
	市民活動支援センター	1990	27	216	原山	市域	複合	導入済	当面継続	-
	牧の原地域交流センター	2014	3	567	滝野	地域	単独	-	当面継続	-
<p>(取り組み概要)</p> <p>○集会所等については、地域との協議を行い、市の補助金を活用して、町内会等所有の集会施設への建替え等を進めていきます。</p>										
公民館	中央公民館	1978	39	2,715	印西	中圏域	単独	-	複合化	-
	小林公民館	1994	23	1,760	小林	中圏域	複合	-	当面継続	-
	そうふけ公民館	1998	19	2,670	西の原	中圏域	複合	-	当面継続	-
	印旛公民館	1976	41	1,909	印旛	中圏域	単独	-	複合化	-
	本埜公民館	1997	20	3,723	本埜	中圏域	単独	-	当面継続	-
	中央駅前地域交流館	1986	31	3,835	原山	中圏域	複合	-	管理主体変更	当面継続
<p>(取り組み概要)</p> <p>○中央公民館は、老朽化が顕著であり、借地であることから移転を検討します。併せて、市民サービスについて検証を行い、適正な規模や他の施設との複合化を検討します。</p> <p>○印旛公民館は、老朽化が顕著であり、利用者が少ないことから移転を検討します。併せて、市民サービスについて検証を行い、適正な規模や他の施設との複合化を検討します。</p> <p>○平成23年度に大規模改修を実施し、利用者数も安定している中央駅前地域交流館において、指定管理者制度の導入を検討します。</p>										

施設情報									第1期（2030年度まで）の適正配置に向けた方策	
施設分類	施設名	建築年度	経過年数 (2017年度基準)	延床面積 (専有面積)	中学校区	利用圏域	施設区分	指定管理者制度	具格的な方策	
文化施設	文化ホール	1993	24	4,169	印西	広域	複合	-	管理主体変更	当面継続
	(取り組み概要) ○当面継続とし、建物の長期利用を図ることとしますが、指定管理者制度の導入を検討します。									

## (2) 社会教育系施設

施設情報									第1期（2030年度まで）の適正配置に向けた方策	
施設分類	施設名	建築年度	経過年数 (2017年度基準)	延床面積 (専有面積)	中学校区	利用圏域	施設区分	指定管理者制度	具格的な方策	
図書館	大森図書館	1993	24	1,149	印西	中圏域	複合	-	管理主体変更	当面継続
	小林図書館 (分館)	1994	23	247	小林	中圏域	複合	-	当面継続	-
	そうふけ図書館 (分館)	1998	19	501	西の原	中圏域	複合	-	当面継続	-
	小倉台図書館 (分館)	1999	18	2,700	木刈	中圏域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	印旛図書館 (分館)	2003	14	377	印旛	中圏域	複合	-	当面継続	-
	本埜図書館 (分館)	2002	15	324	滝野	中圏域	複合	-	当面継続	-
	(取り組み概要) ○大森図書館は、文化ホールに併せて、指定管理者制度の導入を検討します。 ○小倉台図書館は単独館であり利用者数も安定していることから、指定管理者制度の導入を検討します。									
博物館等	印旛医科器械歴史資料館	1977	40	928	印旛	市域	単独	導入済	民間施設活用	譲渡
	印旛歴史民俗資料館	1985	32	815	印旛	市域	複合	-	集約化	-
	木下交流の杜歴史資料センター	1994	23	500	印西	市域	単独	-	集約化	当面継続
	(取り組み概要) ○印旛医科器械歴史資料館は、老朽化が進行しており、利用者が少ないことから、民間施設の活用や譲渡等について、指定管理者と協議します。 ○印旛歴史民俗資料館は、老朽化が進行しており、利用者が少ないことから、効率的な維持管理を行うため、木下交流の杜歴史資料センターとの集約化等を検討します。									

### (3) スポーツ・レクリエーション系施設

施設情報									第1期（2030年度まで）の適正配置に向けた方策	
施設分類	施設名	建築年度	経過年数 (2017年度基準)	延床面積 (専有面積)	中学校区	利用圏域	施設区分	指定管理者制度	具合的な方策	
施設 スポーツ	松山下公園 (体育館等)	2009	8	11,863	木刈	広域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	(取り組み概要) ○当面継続とし、建物の長期利用を図ることとしますが、指定管理者制度の導入を検討します。									

### (4) 学校教育系施設

施設情報									第1期（2030年度まで）の適正配置に向けた方策	
施設分類	施設名	建築年度	経過年数 (2017年度基準)	延床面積 (専有面積)	中学校区	利用圏域	施設区分	指定管理者制度	具合的な方策	
小学校・中学校	木下小学校	1975	42	4,348	印西	地域	単独	-	当面継続	-
	小林小学校	1982	35	4,832	小林	地域	単独	-	当面継続	-
	大森小学校	2003	14	5,264	印西	地域	単独	-	当面継続	-
	船穂小学校	1972	45	3,026	船穂	地域	単独	-	集約化	-
	木刈小学校	1983	34	6,535	木刈	地域	単独	-	当面継続	-
	内野小学校	1983	34	6,361	原山	地域	複合	-	当面継続	-
	原山小学校	1988	29	6,899	原山	地域	単独	-	当面継続	-
	小林北小学校	1990	27	5,868	小林	地域	単独	-	集約化	当面継続
	小倉台小学校	1990	27	7,662	木刈	地域	単独	-	当面継続	-
	高花小学校	1990	27	7,520	船穂	地域	複合	-	集約化	当面継続
	西の原小学校	1993	24	6,982	西の原	地域	単独	-	当面継続	-
	原小学校	1995	22	8,385	西の原	地域	単独	-	当面継続	-
	六合小学校	1978	39	4,291	印旛	地域	複合	-	当面継続	-
	宗像小学校	1969	48	2,937	印旛	地域	単独	-	集約化	-
	平賀小学校	1989	28	4,843	印旛	地域	単独	-	当面継続	-

施設情報									第1期（2030年度まで）の適正配置に向けた方策	
施設分類	施設名	建築年度	経過年数 (2017年度基準)	延床面積 (専有面積)	中学校区	利用圏域	施設区分	指定管理者制度	具合的な方策	
小学校・中学校	いには野小学校	1999	18	7,092	印旛	地域	単独	-	集約化	当面継続
	本埜第一小学校	1980	37	3,399	本埜	地域	複合	-	集約化	-
	本埜第二小学校	1979	38	3,360	本埜	地域	単独	-	集約化	-
	滝野小学校	1996	21	7,817	滝野	地域	単独	-	集約化	当面継続
	牧の原小学校	2014	3	6,761	滝野	地域	単独	-	当面継続	-
	印西中学校	1985	32	8,934	印西	地域	単独	-	当面継続	-
	船穂中学校	1983	34	7,309	船穂	地域	単独	-	当面継続	-
	木刈中学校	1983	34	8,639	木刈	地域	単独	-	当面継続	-
	小林中学校	1989	28	8,502	小林	地域	単独	-	集約化	当面継続
	原山中学校	1989	28	7,979	原山	地域	単独	-	当面継続	-
	西の原中学校	1993	24	7,181	西の原	地域	単独	-	当面継続	-
	印旛中学校	1974	43	8,564	印旛	地域	単独	-	当面継続	-
	本埜中学校	1974	43	4,884	本埜	地域	単独	-	集約化	-
	滝野中学校	1996	21	6,709	滝野	地域	単独	-	集約化	当面継続
<p>(取り組み概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「印西市学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、計画的に市内小・中学校の規模及び配置の適正化を図ります。</li> <li>○「学校施設改修の考え方及び整備計画」に基づき、計画的な修繕等を実施します。</li> </ul>										
給食センター	高花学校給食センター	1983	34	2,159	船穂	市域	単独	-	廃止	-
	牧の原学校給食センター	1995	22	2,449	西の原	市域	単独	-	当面継続	-
	印旛学校給食センター	1992	25	1,440	印旛	市域	単独	-	当面継続	-
	本埜学校給食センター	1999	18	385	本埜	市域	単独	-	廃止	-
	滝野学校給食センター	1996	21	350	滝野	市域	単独	-	廃止	-
	中央学校給食センター	2016	1	5,789	印西	市域	単独	-	当面継続	-
<p>(取り組み概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「印西市学校給食センター整備基本計画（平成26年2月）」に基づき、学校給食センターの適切な整備に努めます。</li> </ul>										

施設情報									第1期（2030年度まで）の適正配置に向けた方策	
施設分類	施設名	建築年度	経過年数 (2017年度基準)	延床面積 (専有面積)	中学校区	利用圏域	施設区分	指定管理者制度	具格的な方策	
その他教育施設	教育センター	1974	43	470	西の原	市域	複合	-	当面継続	-
	(取り組み概要) ○当面継続とし、建物の長期利用を図ります。									

### (5) 子育て支援施設

施設情報									第1期（2030年度まで）の適正配置に向けた方策	
施設分類	施設名	建築年度	経過年数 (2017年度基準)	延床面積 (専有面積)	中学校区	利用圏域	施設区分	指定管理者制度	具格的な方策	
幼稚園・保育園	瀬戸幼稚園	1981	36	1,139	印旛	中圏域	単独	-	集約化	-
	もとの幼稚園	1994	23	1,236	本埜	中圏域	単独	-	集約化	当面継続
	木刈保育園	1983	34	1,048	木刈	中圏域	単独	-	当面継続	-
	内野保育園	1983	34	985	原山	中圏域	単独	-	当面継続	-
	高花保育園	1989	28	1,049	船穂	中圏域	単独	-	当面継続	-
	西の原保育園	1993	24	981	西の原	中圏域	単独	-	当面継続	-
	もとの保育園	1996	21	1,036	滝野	中圏域	単独	-	当面継続	-
(取り組み概要) ○瀬戸幼稚園及びもとの幼稚園は、ともに老朽化が進行しており、瀬戸幼稚園の利用者が少ないことから、民間の幼稚園・保育園を含めた施設のあり方と集約化を検討します。 ○保育園は当面継続とし、民間の幼稚園・保育園を含めた施設のあり方の検討を踏まえて、建物の長期利用を図ります。										
学童クラブ	木刈学童クラブ	1990	27	142	木刈	地域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	原山学童クラブ	1990	27	69	原山	地域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	木下学童クラブ	2015	2	149	印西	地域	単独	導入済	当面継続	-
	小倉台学童クラブ	1998	19	95	木刈	地域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	西の原学童クラブ	1996	21	94	西の原	地域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	高花学童クラブ	1990	27	65	船穂	地域	複合	-	管理主体変更	当面継続

施設情報									第1期（2030年度まで）の適正配置に向けた方策	
施設分類	施設名	建築年度	経過年数 (2017年度基準)	延床面積 (専有面積)	中学校区	利用圏域	施設区分	指定管理者制度	具体的な方策	
学童クラブ	内野学童クラブ	1983	34	66	原山	地域	複合	-	管理主体変更	当面継続
	大森学童クラブ	2008	9	134	印西	地域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	原学童クラブ	2002	15	68	西の原	地域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	小林学童クラブ	2005	12	52	小林	地域	複合	導入済	当面継続	-
	平賀学童クラブ	1994	23	128	印旛	地域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	いには野学童クラブ	2005	12	157	印旛	地域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	滝野学童クラブ	2005	12	128	滝野	地域	単独	-	集約化/ 管理主体変更	当面継続
	原第2学童クラブ	2010	7	94	西の原	地域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	内野第2学童クラブ	2010	7	124	原山	地域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	小林第2学童クラブ	2010	7	126	小林	地域	単独	導入済	当面継続	-
	小倉台第2学童クラブ	2012	5	101	木刈	地域	単独	-	管理主体変更	当面継続
	六合学童クラブ	1978	39	64	印旛	地域	複合	導入済	当面継続	-
	本埜第一学童クラブ	1989	28	30	本埜	地域	複合	-	集約化	-
	牧の原学童クラブ	2014	3	143	滝野	地域	単独	導入済	当面継続	-
	西の原第2学童クラブ	2014	3	116	西の原	地域	単独	-	管理主体変更	当面継続
<p>(取り組み概要)</p> <p>○市内小学校の規模及び配置の適正化に基づく施設のあり方の検討を踏まえて、施設の集約化や建物の長期利用を図ります。</p> <p>○指定管理者制度を拡大します。</p>										
その他子育て支援施設	そうふけ児童館	1998	19	269	西の原	中圏域	複合	-	当面継続	-
	いんば児童館	2003	14	222	印旛	中圏域	複合	-	当面継続	-
	小林子育て支援センター	2005	12	247	小林	中圏域	複合	導入済	当面継続	-
	滝野子育て支援センター	2002	15	140	滝野	中圏域	複合	-	当面継続	-
	子どもふれあいセンター	1996	21	160	印西	中圏域	複合	H29年度導入	当面継続	-
	子ども発達センター	1993	24	551	船穂	市域	複合	-	当面継続	-
<p>(取り組み概要)</p> <p>○いずれの施設も当面継続とし、施設のあり方の検討を踏まえて、建物の長期利用を図ります。</p>										

## (6) 保健・福祉施設

施設情報									第1期(2030年度まで)の適正配置に向けた方策	
施設分類	施設名	建築年度	経過年数 (2017年度基準)	延床面積 (専有面積)	中学校区	利用圏域	施設区分	指定管理者制度	具合的な方策	
高齢福祉施設	中央老人福祉センター	1996	21	2,017	印西	中圏域	複合	H29年度導入	当面継続	-
	高花老人福祉センター	1993	24	1,913	船穂	中圏域	複合	-	当面継続	-
	そうふけ老人福祉センター	1998	19	234	西の原	中圏域	複合	-	当面継続	-
	滝野シルバールーム	2002	15	95	滝野	中圏域	複合	-	当面継続	-
	高齢者就労支援センター	1974	43	83	西の原	市域	複合	導入済	当面継続	-
(取り組み概要) ○いずれの施設も当面継続とし、施設のあり方の検討を踏まえて、建物の長期利用を図ります。										
障がい福祉施設	福祉作業所コスモス	1996	21	524	印西	市域	複合	H29年度導入	当面継続	-
	障害児放課後対策事業所 (クリオネクラブ)	1988	29	133	西の原	市域	複合	導入済	廃止	-
(取り組み概要) ○福祉作業所コスモスは、当面継続とし、建物の長期利用を図ります。 ○障害児放課後対策事業所については、同種サービスを提供する民間事業所が存在することから、廃止を検討します。										
保健施設	中央保健センター	1978	39	641	印西	市域	単独	-	集約化	-
	高花保健センター	1993	24	261	船穂	市域	複合	-	集約化	-
	印旛保健センター	1979	38	602	印旛	市域	複合	-	集約化	-
	本埜保健センター	1984	33	582	本埜	市域	単独	-	集約化	-
	健康づくりセンター	2003	14	558	印旛	市域	複合	-	管理主体変更	当面継続
(取り組み概要) ○保健センターは、利用状況や費用対効果などを踏まえ、貸館施設を活用したサービスの提供による集約化を検討します。 ○健康づくりセンターは、当面継続とし、建物の長期利用を図ることとしますが、指定管理者制度の導入を検討します。										
その他社会福祉施設	草深ふれあい市民センター	1974	43	1,685	西の原	市域	複合	-	当面継続	-
	印西地域福祉センター	1996	21	852	印西	市域	複合	H29年度導入	当面継続	-
	印旛地域福祉センター	2003	14	501	印旛	市域	複合	-	当面継続	-
(取り組み概要) ○いずれの施設も当面継続とし、施設のあり方の検討を踏まえて、建物の長期利用を図ります。										

## (7) 行政系施設

施設情報									第1期(2030年度 まで)の適正配置に 向けた方策	
施設 分類	施設名	建築 年度	経過 年数 (2017年 度基準)	延床 面積 (専有面積)	中学 校区	利用 圏域	施設 区分	指定 管理者 制度	具合的な方策	
庁舎等	印西市役所	1976	41	10,952	印西	市域	単独	-	当面継続	-
	印旛支所	2003	14	3,029	印旛	中圏域	複合	-	当面継続	-
	本埜支所	1984	33	2,914	本埜	中圏域	単独	-	複合化	当面継続
	中央駅前出張所	1990	27	271	原山	中圏域	複合	-	当面継続	-
	牧の原出張所	2007	10	56	西の原	中圏域	単独	-	集約化	-
	小林出張所	1994	23	67	小林	中圏域	複合	-	当面継続	-
	船穂出張所	2002	15	70	船穂	中圏域	複合	-	廃止	-
	滝野出張所	2002	15	379	滝野	中圏域	複合	-	集約化	-
	岩戸出張所	1978	39	56	印旛	中圏域	複合	-	廃止	-
	平賀出張所	1987	30	115	印旛	中圏域	複合	-	当面継続	-
(取り組み概要) ○市役所及び支所は、当面継続とし、建物の長期利用を図ります。併せて、本埜支所については、余剰スペースの活用による複合化を検討します。 ○出張所は、近接して設置されている施設や、十分に活用されていない施設があることから、施設のあり方の検討を踏まえ、集約化や廃止等を検討します。										
消防施設	各防災倉庫	-	-	-	-	地域	-	-	当面継続	-
	各消防団器具庫	-	-	-	-	地域	-	-	当面継続	-
	(取り組み概要) ○「印西市地域防災計画」に基づき、適切な整備や維持管理に努めます。									
その他行政系施設	宗像小学校旧配膳室	1994	23	147	印旛	市域	単独	-	譲渡	-
	市役所大森倉庫	1996	21	158	印西	市域	単独	-	当面継続	-
	資料整理作業所	2002	15	997	印西	市域	単独	-	複合化	-
	大森資料庫	1996	21	210	印西	市域	単独	-	廃止	-
	旧町営焼却場	1981	36	124	印西	市域	単独	-	廃止	-
	市民安全センター	1990	27	73	原山	市域	複合	-	当面継続	-
	(取り組み概要) ○宗像小学校旧配膳室は、民間事業者に貸し付けしていることから、譲渡を検討します。 ○市役所大森倉庫は、当面継続としますが、借地であることから、移転を検討します。 ○資料整理作業所は、運営の効率化のため、複合化を検討します。 ○旧町営焼却場は、廃止を検討します。									

(8) その他

施設情報									第1期(2030年度 まで)の適正配置に 向けた方策	
施設 分類	施設名	建築 年度	経過 年数 (2017年 度基準)	延床 面積 (専有面積)	中学 校区	利用 圏域	施設 区分	指定 管理者 制度	具合的な方策	
有料自転車駐車場・無料自転車駐車場	木下駅北口 自転車駐車場	1996	21	1,036	印西	中圏域	単独	導入済	当面継続	-
	木下駅南口 自転車駐車場	-	-	-	印西	中圏域	単独	-	当面継続	-
	小林駅北口 自転車駐車場	-	-	-	小林	中圏域	単独	-	当面継続	-
	小林駅南口 自転車駐車場	1996	21	884	小林	中圏域	単独	導入済	当面継続	-
	千葉NT中央駅北 口自転車駐車場	2006	11	4,088	木刈	中圏域	単独	導入済	当面継続	-
	千葉NT中央駅南 口自転車駐車場	2010	7	1,805	原山	中圏域	単独	導入済	当面継続	-
	印西牧の原駅北 口自転車駐車場	2011	6	2,248	西の原	中圏域	単独	導入済	当面継続	-
	印西牧の原駅南 口自転車駐車場	2009	8	2,254	西の原	中圏域	単独	導入済	当面継続	-
	印旛日本医大駅 前第一自転車駐 車場	-	-	-	印旛	中圏域	単独	-	当面継続	-
(取り組み概要) ○当面継続とし、建物の長期利用を図ります。										
その他建築系公共施設	六軒弁天トイレ	2001	16	20	印西	地域	単独	-	当面継続	-
	旧幼稚園バス 車庫	1993	24	98	本埜	市域	単独	-	廃止	-
	中根倉庫(旧本埜 商工会使用分)	1994	23	45	本埜	市域	単独	-	廃止	-
	きおろし水辺の 広場	2012	5	25	印西	地域	単独	-	当面継続	-
	木下駅自由通路	2008	9	711	印西	中圏域	単独	-	当面継続	-
(取り組み概要) ○六軒弁天トイレ、きおろし水辺の広場及び木下駅自由通路は、当面継続とし、建物の長期利用を図ります。 ○旧幼稚園バス車庫及び中根倉庫は、廃止します。										

## 4. 今後の取り組み

今後は、本実施方針を踏まえ、「(仮称) 公共施設適正配置アクションプラン」を策定します。「(仮称) 公共施設適正配置アクションプラン」では、より具体的な取り組み内容や、第1期での施設量の削減目標などを検討する予定です。

「(仮称) 公共施設適正配置アクションプラン」を策定した後は、個別施設計画(※)を策定し、施設の統廃合などの個別事業を実施していきます。

なお、アクションプランの策定や具体的な個別事業の実施に当たっては、説明会を開催するなど、市民の皆様のご意見を伺いながら内容を検討することとします。

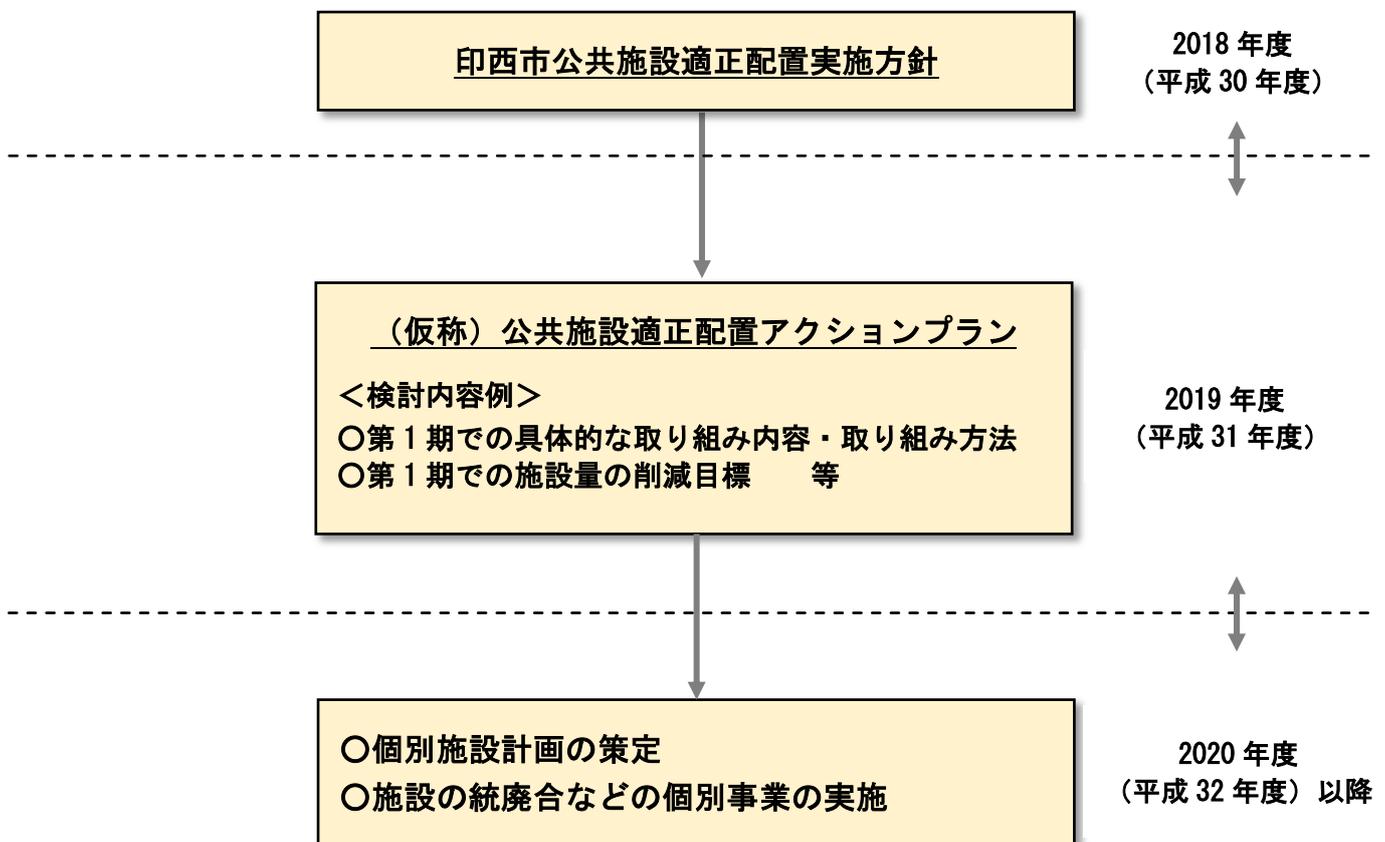


図5 今後の取り組みイメージ

※個別施設計画：平成25年11月に国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」を基本計画とし、平成29年3月策定の「印西市公共施設等総合管理計画」を行動計画として、それらに基づいて、個別施設ごとのメンテナンスサイクルを構築するための長寿命化計画（中長期保全計画）で、2020年度（平成32年度）までに策定することが求められています。

印西市公共施設適正配置実施方針  
【概要版】

2019年（平成31年）2月

発行：印西市企画財政部資産経営課

〒270-1396

千葉県印西市大森 2364-2

電話 0476-33-4659

